

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成30年5月1日 No. 800

労働基準情報

岩手

May

5
2018



『柳青める(盛岡市)』 写真：眞 館 弘 治

**健康な心と体で安全作業
目指すは笑顔の無災害**

(平成30年中防災・年間標語)

〔目次〕

着任のご挨拶、岩手労働局人事異動	2・3
第13次労働災害防止計画(抜粋)、安全衛生優良企業として 株式会社岩手銀行を認定しました!	4・5
中小企業事業主のみなさまへ「働き方改革」への取り組みを 支えるため労働時間相談・支援コーナーを設置します。	6
ユースエール認定企業(若者雇用促進法に基づく 基準適合事業主)として2社を決定しました!、 事業主の皆さんへ「アルバイトの労働条件を 確かめよう!」キャンペーン中です!!	7
保険料率が平成30年4月1日より改定されました	8
クエスチョン(労働保険の年度更新について)	9
メンタルヘルスとコミュニケーション ²⁶	10
インフォメーション、死亡災害速報	11
講習会のお知らせ	12・13



岩手労働局長

永田 有

ながた たもつ

着任の
ご挨拶

3月31日付けで岩手労働局長を拝命いたしました永田でございます。

岩手労働基準協会の会員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

美しい岩手県で働けることを心よりうれしく思っております。また、東日本大震災によって甚大な被害を受けた当地においては、今なお復興への取り組みが続けられているところであり、そうした中、労働行政という立場から出来る限りの力添えをさせていただきたいと願っておりますので、会員の皆様方には御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

残念ながら、復旧・復興工事の増加に伴い、建設業を中心に労働災害発生件数は高い水準で推移しており、死亡災害についても少なくない件数が発生しております。こうした状況を深刻に受け止め、労働局としましては本平成30年度から5か年計画となる第13次労働災害防止計画の着実な実施等に努め、災害の発生防止に取り組んでまいります。

また、当県の有効求人倍率がほぼ丸5年にわたって1倍を超えて推移するという引き締まった雇用情勢の下で、企業の人材ニーズに応えていくためには、「働き方改革」を進め、労働生産性の向上を図っていくこと等が重要ですので、長時間労働の是正や安全で健康に働ける職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

労働行政に寄せられる期待がさらに強まる中、行政がニーズに的確に対処していくためには、会員の皆様方の御協力を賜りつつ、岩手労働局と岩手労働基準協会が密接に連携しながら施策を推進していくことが何よりも重要かつ効果的であると考えております。

皆様方におかれましては、引き続きお力添えのほどよろしくお願い申し上げますとともに、会員の皆様方の益々の御発展をご祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

岩手労働局 人事異動

●労働局（平成30年4月1日付け）カッコ内は旧官職

労働局長		永田 有（（独）労働政策研究・研修機構 統括研究員）
総務部 総務課 労働保険徴収室	総務部長	関 健一（厚生労働省 労働基準局補償課 労災保険審査室 労災保険審査専門官）
	人事主任	成田 裕子（二戸署労災・安衛課 補償係長）
	労働保険徴収室長	久保 節子（労働基準部労災補償課 労災保険審査官）
	室長補佐	境澤 淳（労働基準部労災補償課 労災医療監察官）
	徴収第一係長	畠山 剛（大船渡署 労災・安衛課長）
適用主任		保坂 一寿（青森労働局）
労働基準部 監督課 賃金室 健康安全課 労災補償課	主任労働基準監察監督官	平松 正俊（宮古署 署長）
	専門監督官	田中 仁（花巻署 監督課長）
	監督係長	坂本 雄児（宮古署 監督課長）
	賃金室長	鈴木 千春（労働基準部労災補償課 労災管理調整官）
	健康安全課長	高橋 友行（花巻署 署長）
	労災補償課長	中田 光浩（労働基準部賃金室 賃金室長）
	労災保険審査官	和野内利幸（総務部労働保険徴収室 室長補佐）
	労災管理調整官	菊池 嘉晃（労働基準部労災補償課 労災補償監察官）
	労災補償監察官	高橋 功一（盛岡署 労災課長）
	労災医療監察官	菅原 嘉宏（盛岡署 業務課長）

●労働基準監督署（平成30年4月1日付け）カッコ内は旧官職

盛岡署	署長	小田 昭信（労働基準部健康安全課 健康安全課長）
	副署長	鈴木 賢治（労働基準部監督課 専門監督官）
	第三方面	第三方面主任監督官 馬場紘一郎（花巻署監督課）
	業務課	業務課長 菊池 聖（労働基準部労災補償課 労災保険給付調査官）
	労災課	労災課長 佐々木善一（花巻署労災課 労災課長）
		労災認定調査官 柴田 一成（宮古署労災・安衛課 補償係長）
宮古署	補償係長	伊勢 貴憲（花巻署労災課 補償係長）
	署長	八重樫祐一（釜石署 署長）
	監督課	監督課長 上田 裕之（盛岡署安全衛生課）
	労災・安衛課	補償係長 阿部 敏洋（一関署労災・安衛課 補償係長）
花巻署	署長	川上 明（労働基準部監督課 主任労働基準監察監督官）
	監督課	監督課長 唐崎 勝（二戸署監督課 監督課長）
	労災課	労災課長 高橋 恭一（総務部総務課 人事係長）
		補償係長 平沢 知之（花巻署監督課 庶務係長）
釜石署	補償係長	佐藤 佳二（一関署労災・安衛課 補償係長）
	署長	兼平 寛（盛岡署 副署長）
	労災・安衛課	補償係長 鎌田 雄二（花巻署労災課 補償係長）
一関署	監督・安衛課	監督・安衛課長 中嶋 智成（厚生労働省大臣官房 総務課）
	労災課	補償係長 鈴木 友子（釜石署労災・安衛課 補償係長）
二戸署	監督・安衛課	監督・安衛課長 本安 貴登（厚生労働省労働基準局 監督課）
	労災課	補償係長 高橋 直美（盛岡署労災課 補償係長）
大船渡署	労災課	労災課長 植村 英行（総務部労働保険徴収室 徴収第一係長）



労働保険徴収室長
久保 節子

4月1日付けで岩手労働局総務部労働保険徴収室長に着任いたしました久保と申します。よろしくお願いいたします。

労働保険徴収室は、労働保険の適用や保険料の徴収に係る事務を担当しています。労働保険制度は、労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となっているところです。

当局の労働保険料の収納率は高水準を保っていますが、依然として未手続事業や収納未済歳入額も存在していますので、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上のために、今後とも業務に取り組んで参ります。

なお、6月1日から労働保険年度更新の申告・納付の受付が始まりますので、期限である7月10日までに提出いただきますよう、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。労働保険料の申告に際しましては、保険料の口座振替や電子申請もご利用いただけます。ご不明な点は労働保険徴収室あてお問い合わせください。

今後とも、労働保険適用徴収業務の運営につきまして、会員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任のご挨拶とさせていただきます。



健康安全課長
高橋 友行

4月1日付けで岩手労働局労働基準部健康安全課長に着任しました高橋でございます。よろしくお願いいたします。

3月までは花巻労働基準監督署に勤務しておりました。

さて、当局管内の平成29年の休業4日以上労働災害は、確定値で、死傷者数で1,353人（前年比48人増）、死亡者数で23人（前年比4人増）となり、この結果、第12次労働災害防止計画の目標（死傷者数1,161人以下、死亡者数12人以下）を達成することができませんでした。

新たに、2018年度（平成30年度）を初年度とする第13次労働災害防止計画を策定し、「死亡者数を2017年（23人）と比較して、2022年までに30%（7人）以上減少させ、16人以下とする」などの目標を計画期間中に達成することを目指すこととしております。

当局においては、目標達成のため、震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策、死亡災害をはじめとした重篤災害等の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等・労働者の健康確保対策の推進等について取り組んでまいりますので、会員の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



賃金室長
鈴木 千春

4月1日付けで労働基準部賃金室長を命ぜられました鈴木と申します。前任者同様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当室では、岩手県の賃金に関する各種調査を実施するほか、岩手県最低賃金及び岩手県特定（産業別）最低賃金について、岩手地方最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて最低賃金を決定しております。

ここ数年、岩手県最低賃金は10円を超える引上げが続いておりますが、改定された最低賃金が遵守されるよう引続き各行政機関、関係団体、会員の皆様方のご協力を賜りながら周知の徹底を図って参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

結びに、会員の皆様方の更なるご発展とご健勝を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。



労災補償課長
中田 光浩

4月1日付けで労働基準部労災補償課長を拝命しました中田と申します。

3月までは労働基準部賃金室において、最低賃金審議会の運営、最低賃金の決定、履行確保に関する業務に携わっておりました。

当局管内における労働災害は、平成27年、28年と2年連続で減少したものの、平成29年は再び増加し、これに伴い労災請求も増加しております。

また、近年の社会情勢を反映した雇用形態の多様化等により、いわゆる「過労死」などと言われる「脳・心臓疾患」のほか、パワハラ等の職場内における対人関係を原因とする「精神障害」、「石綿（アスベスト）」による健康被害等の相談や請求も増加しております。

こうした疾病関連の事案については、調査項目が多岐にわたり判断も難しいことから、決定まで時間を要することもあります。労働局・労働基準監督署の職員一丸となって「迅速処理」かつ「公正な保護」に努力しているところです。

労災補償行政を適正に推進していくためには、会員の皆さまのご理解とご協力が不可欠でありますので、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。着任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

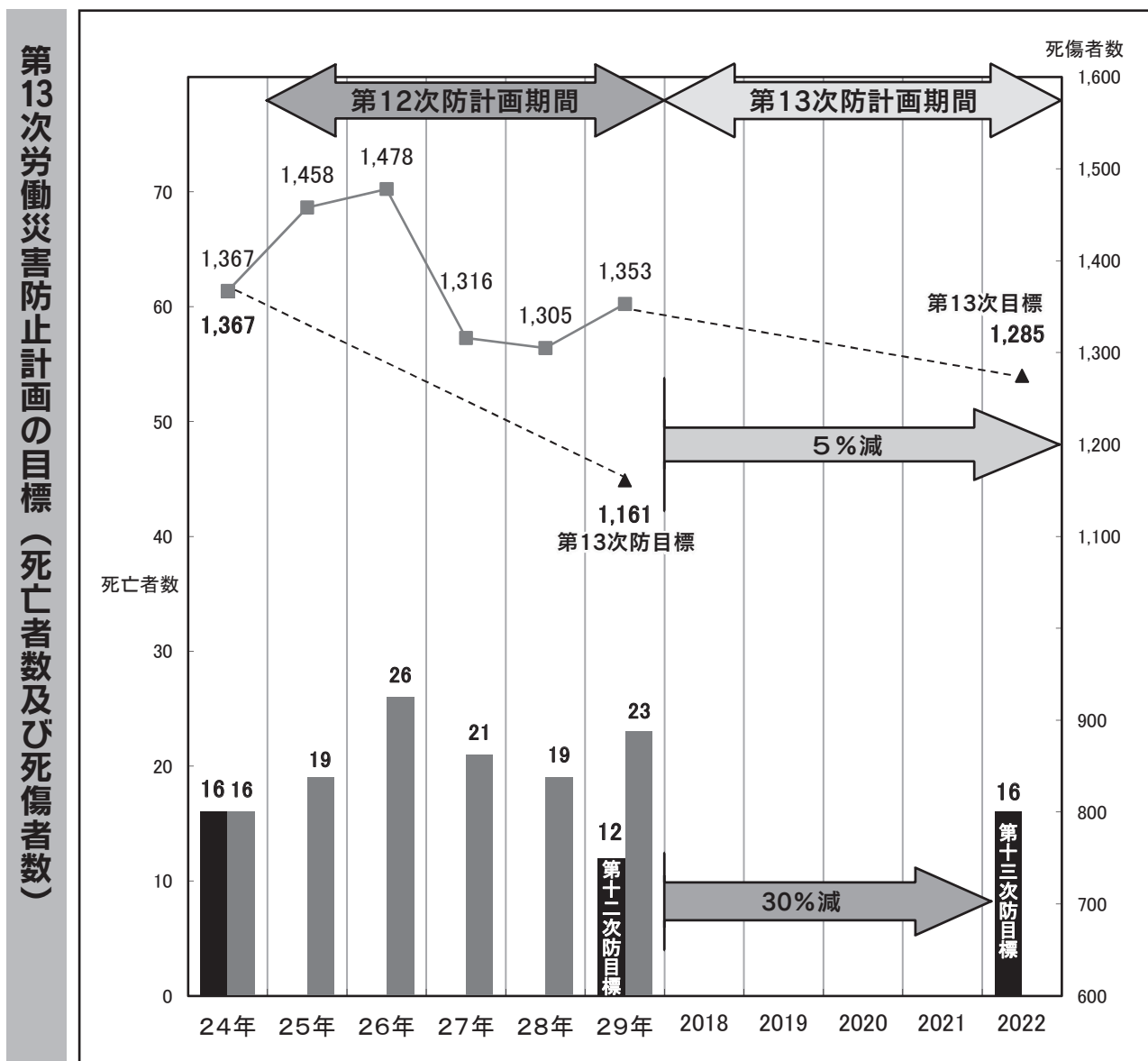
第13次労働災害防止計画（抜粋）

はじめに

労働災害防止計画は1958年に第1次計画が策定された後、これまで12次にわたり策定されてきました。この間、労働現場における安全衛生水準は大幅に改善しましたが、近年、労働災害による死亡者数は減少しているものの、休業4日以上之死傷者数はかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった対策が求められています。また、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策に取り組む必要がある

ほか、治療と仕事の両立を推進することなどが求められています。さらに、岩手労働局管内においては、東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策を引き続き推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、事業者、労働者等関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた、「第13次労働災害防止計画」を策定しました。



※ 1、2の内容は、「岩手労働局第13次労働災害防止計画」の本文を参照してください。

平成30年3月 岩手労働局

1 計画のねらい

関係者が一体となって一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、計画期間中に以下の目標を達成することを目指します。

2 計画期間

2018年度から2022年度までの5年間

3 計画の目標

- (1) 労働災害による死亡者数を、2017年の23人と比較して、2022年までに30%以上減少させ、16人以下とする。
- (2) 死傷者数(休業4日以上)を、2017年の1,353人と比較して、2022年までに5%以上減少させ、1,285人以下とする。
- (3) (1)、(2)のほか、重点業種ごとの目標、メンタルヘルス対策の目標を定める。(※1)

4 計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (2) 死亡災害をはじめとした重篤災害等の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

5 重点事項ごとの具体的取組

省略(※2)

安全衛生優良
企業として株式会社岩手銀行を
認定しました！ - 県内では初の認定 -

安全衛生優良企業の認定は、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業における労働者の安全や健康を確保するための自主的な取組を促進することを目的として平成27年6月1日にスタートしました。

安全衛生優良企業に認定されると、「安全衛生優良企業」の呼称及び安全衛生優良企業認定マークを使用することができます。認定の有効期間は3年間です。

岩手銀行では、全従業員を対象とした健康づくり運動や、24時間年中無休の健康相談サービス及びメンタルヘルスカウンセリングサービスの窓口を設置するなどの健康保持・増進対策に取り組んでいます。また、仕事と生活の調和の促進が、従業員一人ひとりの生きがい、働きがいを一層高めることにつながるとの観点から、平成22年度に半日休暇制度を新設し、利用されています。

中小企業
事業主の
みなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取り組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金も
ご活用いただけます。詳しくは以下のURLのほか、
岩手労働局助成金コーナー（019-606-3285）、ハローワークまでお問い合わせ下さい。
（URL）http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

スマートフォン
タブレットでも



ポータルサイト「スタートアップ労働条件」



◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断が
できるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。
（URL）<http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介
など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。
（URL）<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが
得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載して
います。
（URL）<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



岩手労働局・労働基準監督署

ユースエール認定企業（若者雇用促進法に基づく基準適合事業主）として 2社を決定しました！

- 県内認定企業数は8社となり、
大船渡市・奥州市で初の認定 -

ユースエール認定企業とは、若者の雇用管理の状況
などが優良な中小企業について、若者雇用促進に基
づき、厚生労働大臣が認定する制度です。



ユースエール認定企業

ゆわて吉田工業株式会社（大船渡市）
平成30年3月6日認定
製造業の県内沿岸企業では初の認定！



社内活動「NYPS（ナイプス）※」を推進し、
「生産性向上」・「経費削減」・「時間外勤務縮減」
をテーマに、雇用環境改善に取り組んでいる他、
メンター制度を導入し、新入社員の職場定着
支援を実施しています！

（※NYPS = New Yoshida Production System）

認定基準の主な達成状況

- ・ 所定外労働時間（月平均）：15.3時間
- ・ 有給休暇取得日数（年平均）：11.0日

栗原建設株式会社（奥州市）
平成30年3月6日認定
奥州市の企業では初の認定！



業務に必要な資格について社外研修
（費用会社負担）を実施し資格取得を
支援する他、未経験の方でも活躍でき
るよう仕事内容や技術のサポートを行
い、建設系以外の学校卒業者の方も多
く活躍しています！

認定基準の主な達成状況

- ・ 所定外労働時間（月平均）：15.3時間
- ・ 有給休暇取得日数（年平均）：13.6日

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

実施期間：平成30年4月～7月

重点事項

Point 1 アルバイトを雇うとき、書面によ
る労働条件の明示が必要です！

Point 2 学業とアルバイトが両立できるよ
うな勤務時間のシフトを適切に設
定しましょう！

Point 3 アルバイトも労働時間を適正に把
握する必要があります！

Point 4 アルバイトに、商品を強制的に購
入させることはできません。また、
一方的にその代金を賃金から控除
することもできません。

Point 5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対
して、あらかじめ損害賠償額等を定
めることや労働基準法に違反する
減給制裁はできません。

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日：午前9時～午後9時
※事業主の方からのご相談も受け付けております

詳しくはこちら→

ポータルサイト

「確かめよう 労働条件」



保険料率が平成30年4月1日より改定されました

労災保険率及び第1種特別加入保険料率

(単位：1/1,000)

業 種	改定後の料率	現行料率	変化
林業	60	60	
海面漁業	18	19	↘
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↘
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↘
採石業	49	52	↘
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↘
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↘
建築事業	9.5	11	↘
既設建築物設備工事業	12	15	↘
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↘
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↘
木材又は木製品製造業	14	14	
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↘
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↗
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	19	↘
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6.5	7	↘
非鉄金属精錬業	7	6.5	↗
金属材料品製造業	5.5	5.5	
鋳物業	16	18	↘
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5	5.5	↘
電気機械器具製造業	2.5	3	↘
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6.5	
交通運輸事業	4	4.5	↘
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	49	↘
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↗
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↘
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↘
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

特別加入保険料率

一人親方等の保険料率（第二種特別加入保険料率）

(単位：1/1,000)

	改定後の料率	現行料率	変化
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13	↘
特2 建設業の一人親方	18	19	↘
特3 漁船による自営業者	45	46	↘
特4 林業の一人親方	52	52	
特5 医薬品の配置販売業者	7	7	
特6 再生資源取扱業者	14	14	
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49	↘
特8 指定農業機械従事者	3	3	
特9 職場適応訓練受講者	3	3	
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	15	16	↘
特11 履物等の加工の作業	6	7	↘
特12 陶磁器製造の作業	17	17	
特13 動力機械による作業	3	4	↘
特14 仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15 事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特16 特定農作業従事者	9	9	
特17 労働組合等常勤役員	3	4	↘
特18 介護作業従事者	5	6	↘

海外労働者（第三種特別加入保険料率）（据え置き）

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	
--------------------	---	---	--

労務費率

		改定後の料率	現行料率	変化
水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	20%	↘
舗装工事業		17%	18%	↘
鉄道又は 軌道新設事業		24%	25%	↘
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の組立て 又は 据付けの事業	組立て又は 取付け	38%	40%	↘
	その他のもの	21%	22%	↘
その他の建設事業		24%	24%	





労働保険の年度更新について

労働保険料の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算することになっており、事業主の皆さんには、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととしています。

これを、「**年度更新**」といい、6月1日から7月10日までの間にこの手続きを行っていただきます。

Q1 会社の事業内容が大きく変わりました、申告はどうすればよいですか。

A 業種の変更が必要な場合は、まず、変更届の提出が必要です、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

Q2 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいですか。

A 訂正できますので、訂正後の数字（文字）がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。ただし、領収済通知書（納付書）は訂正できませんので、必ず新しい領収済通知書（納付書）を使用してください。領収済通知書（納付書）は最寄りの労働基準監督署、労働局に用意してあります。（他都道府県の領収済通知書（納付書）での納付はできませんのでご注意ください。）

Q3 一般拠出金とは何ですか。

A 「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年4月1日より事業主のみなさまにご負担いただくものです。

Q4 特別加入者の給付基礎日額を変更したい場合には、いつ手続きを行えばいいのでしょうか。

A 特別加入者の当年度の給付基礎日額を変更する場合には、年度更新期間中に変更申請をしてください。ただし、当該期間中に変更申請を行っても変更申請した日以前に労働災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額の変更は認められません。なお、翌年度の給付基礎日額については、3月2日から3月31日の間に変更申請をすることもできます。

Q5 第2種特別加入（一人親方等）事業に関する用紙等は、ホームページからダウンロードできますか。

A 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」は厚生労働省ホームページから、従来より管轄労働局から送付されていた用紙及び記入要領がある場合は事業場を管轄する労働局ホームページからそれぞれダウンロードできます。

Q6 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。

A 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。なお、申告書はダウンロードできません。

☆下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

岩手労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

メンタルヘルスとコミュニケーション

②⑥ ～あの人どんな人?～

今松 明子

みなさんは初対面の人に対してどこを見て大体の印象を決めていますか？普通、誰かと仲良しになるときには見た目だけでなく、多くのコミュニケーションをとり相手の印象を決めているかと思えます。しかし、一般的には相手の限定的な情報で、その人の印象を決めてしまっています。

さて、みなさんは**対人認知**という言葉をご存知でしょうか。外から見える情報によって、その人の内面を判断することを言います。例えば、服装ですが、見るからに高価そうなスーツを着ているビジネスマンとヨレヨレの上着を着ているビジネスマンでは、前者は仕事ができそうな感じを受け、バリバリ仕事をするやり手、後者はサラリーマン生活に疲れたやる気もなさそうなビジネスマンと見えるかもしれません。実際に実験があります。それは同じ人が服を着替えながら行ったものですが、公衆電話の返却口にわざと小銭を置いて、次の利用者と替わり、その人が出てきたとき「小銭がありませんでしたか？」と訊いてみるというものです。結果はヨレヨレの上着を着て訊ねるより、スーツを着て訊ねた方が返してもらえろということでした。洋服の違いによって、信頼できそうだと判断したということでしょうか。つまり、相手の服装によって、私たちは対人認知が変わってしまうということなんです。同様に美人だと、優しい人に違いないなんて勝手に決めつけたり、目が細い人は冷たい人というふうに対人認知をしたりしてしまいます。私たちはまず外観によって対人認知をするのです。

それに加えて、その人の履歴や本人の自己紹介だったり、あるいは他人から聞いたその噂話などから第一印象を作り上げます。そうすると、私たちは自分で作りあげた第一印象に合わせた対人認知をしていくのです。例えば、一度、いい人だと思い込めば、その人のいいところばかりが目につきがちになり、たとえ、嫌な部分が見えたとしても、何らかの理由で、ちょっと機嫌が悪かっただけだろうと言う

ようにいい方向に解釈をしたりしがちです。反対に最初に嫌な人と思い込むと、嫌な面ばかりに目が行き、やっぱり嫌な人だったという証拠集めをし、自分の対人認知に確証を得ていくようになります。例えば、朝、出勤した時に、「おはよう～」と挨拶したのに返事がない場合、相手をいい人と思い込んでみると、「聞こえなかったのかな？」と考えることができ、再度「〇〇さん、おはよう～」と言うのではないかと思います。反対に嫌な人と思い込んでいた場合は返事がなければ「なんて人だ!」「無視された!」「もうこっちから絶対に挨拶しないぞ!」なんていう感情が沸き起こってくることになるかもしれません。

最初に与えられる情報が、いかに相手の人に対する印象形成を決定的にするかを実験的に証明しているものが、アッシュという心理学者の初頭効果です。一度あの方はこういう人だと刷り込まれてしまうと、それを払拭することは難しいことで、後から入ってきたその人に関する新たな情報も最初に作られた印象の基調で色づけして受け取ることになってしまうということなのです。

もちろん、対人認知には個人差があるのは当然のことですが、相手の社会的活動性がどうかとか、相手の信頼性はどうか、自分にとっての魅力度はどうか等、無意識に印象付けを行っています。それはその人の経験による影響は大きいことは知られており、それによってどう相手を認知するかが変わるのです。

共感性の高い人ほど相手に偏見なく、相手を正確に理解できるといいます。共感性の高い人は相手に関心がある人が多いので外向的で社会的に柔軟性のある人が多いからだと思います。

初頭効果は変わりにくいということを頭に置きながら、初頭効果に影響を受けている自分がいるかも人間関係を振り返ってみることも重要なことではないかと思います。そして、常に相手に関心を持ちつつ、共感的な理解をしていこうという姿勢も重要だと思います。

もし、あなたが、「あの方は嫌な人間だ。」と思うような人がいるのなら、なぜそう思うのが振り返ってみることもいいのではないのでしょうか。本当に嫌な人間かもしれませんが、もしかしたら、そう思い込んでいるということもあるかもしれません。



新会員事業所のお知らせ

3月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
花巻	NSテクノサービス(株)	北上市

2月末会員数	5,070	3月加入	1	3月退会	16	3月末会員数	5,055
--------	-------	------	---	------	----	--------	-------

－平成29年度第2回理事会を開催－

(公財)岩手労働基準協会は、3月23日「ホテル東日本盛岡」において平成29年度第2回理事会を開催しました。冒頭砂子田会長から「第12次労働災害防止計画の最終年の平成29年の岩手県の労働災害は、死傷者数1,336人と前年から42人の増加、死亡者数23人で前年から5名の増加となり、当初の計画からほど遠い状況となっています。国の第13次労働災害防止計画が発表され、4月からスタートいたします。当協会の事業を通じて13次防の目標が達成されることをご祈念いたします。」との挨拶がなされた後、定款にもとづき議長に砂子田会長を選出し、理事9名中9名が出席、監事3名中2名の出席を確認し、定款第21条の規定により理事会は成立していることを確認し、次の事項を全会一致で決議した。

- 第1号議案 平成30年度事業計画について
- 第2号議案 平成30年度予算について
- 第3号議案 諸規程の改定及び制定について
- 第4号議案 事務局長の雇用延長について
- 第5号議案 評議員選定委員会に提出する評議員候補者の推薦について
- 第6号議案 その他（新規事業の取り組み・社員証発行サービス）



挨拶する砂子田会長



挨拶する石田労働基準部長

死 亡 災 害 速 報 (3月)

■盛岡署 建設業（橋梁建設工事業） 3月 男（60歳代） 飛来、落下

橋脚築造工事の土止め支保工解体作業中、腹起こしのブラケット材をガス溶断していたところ、腹起こしが落下しないようにあらかじめチェーンブロックを両端2箇所には掛け、一段上の腹起こしに当該腹起こしをつり下げるようにしていたが、ブラケット材が溶断された際に、片方のチェーンブロックが破断、腹起こしが両方とも落下、上段の腹起こしの下敷きとなった。

■盛岡署 清掃・と畜業（産業廃棄物処理業） 3月 男（50歳代） はさまれ、巻き込まれ

被災者が一人でダンボールの回収作業を行っていたところ、ごみ収集車が前進し、ごみ収集車と門柱に挟まれた。

■二戸署 建設業（港湾海岸工事業） 3月 男（50歳代） 墜落、転落

防波堤拡幅工事において、防波堤に仮置きされた被覆ブロック（重量4.0トン）を積み上げるためドラグ・ショベルで吊り上げた状態で後進し右旋回させたところ、旋回角度が90度付近でバランスを崩し、ドラグ・ショベルとともに海中に墜落した。

講習会のお知らせ

30年7月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	6/13(水)～14(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7/17(火)～19(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	16,200	2,160
		7/17(火)～18(水)・20(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	プレス機械作業主任者技能講習	7/30(月)～31(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,512
	玉掛け技能講習	5/21(月)～23(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		5/29(火)～31(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		5/29(火)～30(水)・6/1(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		6/4(月)～6(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/4(月)～5(火)・7(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/14(木)～16(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/14(木)～15(金)・17(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/18(月)～20(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		6/25(月)～27(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		7/4(水)～6(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		7/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		7/23(月)～25(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		7/23(月)～24(火)・26(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		7/31(火)～8/2(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		7/31(火)～8/1(水)・3(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	5/22(火)～25(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	29,160	1,620
		6/12(火)～15(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		6/18(月)～21(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/3(火)～6(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/9(月)～12(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/13(金)～16(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/17(火)～20(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		7/24(火)～27(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	7/9(月)・13(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	12,960	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	5/10(木)～12(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		5/10(木)～11(金)・13(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		5/15(火)～17(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		5/15(火)～16(水)・18(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		6/11(月)～13(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		6/12(火)～14(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		6/12(火)～13(水)・15(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		7/2(月)～4(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/3(火)～5(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/3(火)～4(水)・6(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/26(木)～28(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
	高所作業車運転技能講習	7/17(火)～18(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850
		7/17(火)・19(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		7/18(水)～19(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		7/18(水)・20(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		7/23(月)～24(火)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		7/23(月)・25(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	ガス溶接技能講習	7/12(木)～13(金)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	9,720	864
		7/31(火)～8/1(水)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特 別 教 育	足場の組立て等の特別教育(6時間)	7/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,400 6,480	800
	クレーン運転業務特別教育	6/7(木)～8(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部	8,640 9,720	1,645
	アーク溶接等の業務特別教育	6/5(火)～6(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	9,720 10,800	1,080
		6/14(木)～15(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/20(水)～21(木)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/10(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/21(月)～22(火)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	13,284 14,364	1,645
		5/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		6/25(月)～26(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
		7/4(水)～5(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/15(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	7,560 8,640	702
		7/12(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	粉じん作業特別教育	7/5(木)	アイ・ドーム	30	一関支部	4,860 5,940	648
	自由研削と石取替え業務当別教育	6/8(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 6,480	1,296
		6/8(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
そ の 他	職長教育	6/26(火)～27(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	11,880 12,960	864
		7/9(月)～10(火)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
	職長・安全衛生責任者	5/29(火)～30(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 12,960	1,512
		6/11(月)～12(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		6/21(木)～22(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	刈払機作業従事者安全衛生教育	5/24(木)	アイ・ドーム	40	一関支部	7,560 8,640	2,700
		5/28(月)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	7/13(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	4,860 5,940	864
	第二種衛生管理者試験準備講習	5/29(火)～31(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	11,340 13,500	4,536
	第一種衛生管理者試験準備講習	6/21(木)～22(金) 及び 6/28(木)～29(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	14,040 16,200	6,696
	安全担当者研修会	6/15(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●4月号の正解

厚生労働省では、2018年度から2022年度までの5年間を計画期間とした「第13次労働災害防止計画」を策定しました。この計画のねらいは、関係者が一丸となって一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、計画期間中に目標達成することを目指すことです。岩手労働局は労働災害の死亡者数を、2017年度の23人と比較して2022年度までに30%以上減少させ、16人以下とする。また死傷者数を2017年度の1,353人と比較して2022年度までに〇〇人以下とすることを目指しています。

では〇にあてはまるのは、次の①～③のどれになりますか？

- ① 1,385人
- ② 1,285人
- ③ 1,185人

ヒント 本誌5ページの記事を参考に回答してください。

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成30年5月21日(月)消印有効

☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

③

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

川柳コーナー

川柳原生林社 編集長 中島久光

無為無策今日という日に色がない

何かしようとしても、どうにもならない時がある。何かをしても、上手くいかない時もある。そんな日は、あたり一面が真っ白で色の無い世界になる。

(川柳原生林2月号<杜若>田中士郎作品より)

新コーナー ご当地紹介コーナー 5月・準月



東北絆まつり2018盛岡

東北県庁所在地の6祭りが集結し、東北一丸となって震災からの更なる復興と東北の元気を国内外に広くアピールするために6県持ち回りで開催しています。

実施内容東北6祭りパレード及びステージイベント、6市の観光・物産PRブース、岩手県33市町村のステージイベント・PRブース、その他関連イベント等

開催日 平成30年6月2日(土曜日) 10:00~19:00

6月3日(日曜日) 10:00~17:00

会場(予定)パレード会場：中央通

イベント会場：盛岡城跡公園多目的広場・芝生広場、もりおか歴史文化館前広場 ほか

主催 東北絆まつり実行委員会(青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市 ほか)

問合わせ 盛岡商工会議所 地域振興部

TEL 019-624-5880 FAX 019-654-1588

その他問合せ 東北絆まつりコールセンター

TEL 019-601-2444 平日10:00~17:00まで

岩手の死亡災害(3月末)

製 造 業	0	(0)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	4	(1)
運 輸 交 通 業	0	(0)
林 業	0	(1)
商 業	0	(0)
そ の 他	1	(1)

累 計 5 (3)
() 内は前年同期

編集後記

こんな実態が浮き彫りになっています。日本では医療費の全費用(100%)のうちの30%を窓口で負担します(75歳以上は10%)。日本の健康保険のない外国人の場合は診療報酬の算定の計算の際に、1点20円となっています。心臓外科手術や放射線治療などの単価が心臓血管外科で、弁膜症、ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術)等で、日本の健康保険無しで9,940,000円ですが、外国人が3ヶ月以上の滞在の留学生の親族として来日してきて、保険料を支払わないで高額医療費8万円の支払いで済ませて帰国する。なんでこんなことになるのでしょうか。

日本に農林水産業や介護の実習生や留学生で3ヶ月以上滞っている場合に、日本では医療保険に加入できることになっています。その時に扶養者として、日本に長期滞在する親族も日本の医療保険に加入ができることになっています。それから会社経営で日本の不

動産を所有し、そこに事務所を置く形で、外国人経営者も日本の医療保険に加入できるようになっていて、その法律を悪用したブローカーがいるようです。先日の某テレビのおはよう日本でしばらく放映していました。また医療ツーリズムを取り入れた医療機関の35%が医療費の踏み倒しがあり、経営が圧迫されているようです。日本では医師が医療費の単価を先に言うシステムではないから医療費の不正利用を食い止めなければなりません。

まさに日本の保険制度が外国人に悪用されている現状をどう早く食い止めるかが今まさに求められています。

参考:国立国際医療研究センター病院:入院した際の医療費の概算例、を参照願います。

www.hosp.ncgm.go.jp/inpatient/070/index.html

発 行 平成30年5月1日

定価 1部 100円

{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会

盛岡市北飯岡一丁目10-25

☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018

編集・発行人 戸 澤 勝 弘